

# 独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシー基本方針

理事長裁定

平成20年3月13日

一部改正 平成23年3月30日

一部改正 平成30年2月22日

一部改正 令和4年1月28日

## 1. 趣旨

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が保有する情報資産（情報並びに情報を利用するための機器及びソフトウェアをいう。以下同じ。）は、実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するため、機構の活動及び運営の基盤として保持され運用されるものである。

この方針（以下「基本方針」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシー対策規則（以下「対策規則」という。）並びに機構において定められるサイバーセキュリティポリシーに係る細則（以下「対策規則」と合わせて「実施規則」という。）は、円滑で効果的な情報資産の運用を図るため、機構全体に適用される。

## 2. 適用範囲

基本方針の適用範囲は、機構の保有する情報資産すべてとする。

## 3. 適用対象者

基本方針の適用対象者は、機構の情報資産を機構の業務として使用又は運用管理する者及び学生等許可を得て利用する者（以下「利用者」という。）すべてとする。

## 4. 組織及び体制

機構に最高情報セキュリティ責任者を置き、機構における情報セキュリティ対策を推進する組織及び体制を整備する。

## 5. 利用者の義務

利用者は、関係法令のほか、基本方針、実施規則並びに情報資産の利用及び運用に関して基本方針、実施規則に基づき機構本部又は機構が設置する各学校において定められる規程（以下「実施規程」という。）及び手順（以下「実施手順」という。）を遵守しなければならない。

## 6. 情報の格付と管理

実施規則において、機構が保有するすべての情報資産に係る情報の格付方法及び取扱い方法並びに情報資産の管理運用方法及び管理責任を定める。

## 7. 評価及び見直し

基本方針，実施規則，実施規程及び実施手順は，定期的に評価及び見直しを行い，必要な措置を講ずる。

## 8. 違反者に対する措置

利用者が実施規程及び実施手順に違反した場合の措置については，それぞれの実施規程に定めることができる。